

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年2月13日

【四半期会計期間】 第76期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)

【会社名】 櫻島埠頭株式会社

【英訳名】 SAKURAJIMA FUTO KAISHA,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平井 正博

【本店の所在の場所】 大阪市此花区梅町1丁目1番11号

【電話番号】 06(6461)5331(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 増田 康正

【最寄りの連絡場所】 大阪市此花区梅町1丁目1番11号

【電話番号】 06(6461)5331(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 増田 康正

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第75期 第3四半期連結累計期間	第76期 第3四半期連結累計期間	第75期
	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (千円)	3,123,854	3,214,157	4,129,761
経常利益 (千円)	52,932	125,099	54,020
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	6,388	115,211	7,604
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	300,455	359,476	280,144
純資産額 (千円)	3,769,240	4,093,087	3,748,776
総資産額 (千円)	5,502,858	6,512,982	6,043,267
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	0.43	7.67	0.51
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	68.5	62.8	62.0

回次 会計期間	第75期 第3四半期連結会計期間	第76期 第3四半期連結会計期間
	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	1.71	5.50

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間のわが国経済は、世界経済の好調を受け、緩やかに拡大、海外の政治情勢に対する懸念や地政学的リスクの高まりなどはあるものの、先行きについてやや楽観的な見通しが開けつつあります。

このような情勢のもと、当社グループは、中期経営計画「Innovation & Progress for 2019」に基づき、高付加価値事業の実現、原価構造の改革によるコスト削減、既存機能の活性化などの事業戦略に取り組みました。また、より質の高い物流サービスを提案するとともに、お客様ニーズにフレキシブルに対応する一方、大阪港の特殊物資港区に位置する当社の優位性をセールスポイントに、新規のお客様や新規貨物の誘致勧誘を行うなどの時宜に合う積極的な営業活動を展開しました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は32億1千4百万円となり、前年同期に比べ9千万円、2.9%の増収となりました。

一方、売上原価につきましては、化学品センターの稼働に伴う人件費の増加や新規用地を確保したことによる借地料の増加などにより、28億3千1百万円となり、前年同期に比べ4千8百万円、1.7%の増加となりました。また、販売費及び一般管理費については、主に人員配置の適正化などによる人件費の減少により、3億1千万円、前年同期に比べ1千9百万円、6.0%の減少となりました。

以上により、当第3四半期連結累計期間の営業利益につきましては、前年同期比6千1百万円増の7千1百万円となりました。経常利益につきましては、受取配当金を収受したことなどにより、前年同期比7千2百万円増の1億2千5百万円となりました。

親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては、前年同期比1億8百万円増の1億1千5百万円となりました。

セグメント別の営業の概況は、次のとおりです。

(ばら貨物セグメント)

石炭の取扱数量は前年同期に比べ減少しましたが、コークスやイルメナイトなどの原材料貨物の取扱数量が増加したことにより、ばら貨物セグメントの売上高は17億8千1百万円となり、前年同期に比べ3千万円、1.7%の増収となりました。また、セグメント利益は8百万円となり、前年同期に比べ16百万円、65.6%の減益となりました。

(液体貨物セグメント)

石油類については、白油や工業原料油などの荷動きは好調に推移しましたが、燃料用の重油の荷動きが低調となったことから、タンクの稼働率がやや下がりました。一方、化学品類については、酢酸の荷動きが好調であったことや新規貨物の取扱いにより、取扱数量が大幅に増加しました。以上により、液体貨物セグメントの売上高は7億円となり、前年同期に比べ1千5百万円、2.3%の増収となりました。また、セグメント利益は2億5百万円となり、前年同期に比べ3千3百万円、19.7%の増益となりました。

(物流倉庫セグメント)

低温倉庫と食材加工施設は前年同期並みの売上高となり、冷蔵倉庫は取扱数量の減少により減収となりました。しかし、前年同期に休止していた化学品センターが期初より稼働したことにより、物流倉庫セグメントの売上高は7億1千4百万円となり、前年同期に比べ4千4百万円、6.7%の増収となりました。また、セグメント利益は5千1百万円となり、前年同期と比べ2千7百万円、111.0%の増益となりました。

(その他のセグメント)

その他のセグメントの売上高については、売電事業により、前年同期並みの1千7百万円となりました。また、セグメント利益は前年同期並みの7百万円となりました。

(2)財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は65億1千2百万円となり、前連結会計年度末に比べて4億6千9百万円増加しました。これは現金及び預金が減少するなどしたものの、新たに賃借を開始したばら貨物用地に係る借地権を計上したことなどにより無形固定資産が増加したほか、保有株式の時価の上昇等により投資有価証券が増加したことなどによるものであります。

負債合計につきましては、買掛金が増加したことなどから、前連結会計年度末に比べて1億2千5百万円増加し、24億1千9百万円となりました。

純資産合計につきましては、その他有価証券評価差額金の増加したことなどにより前連結会計年度末に比べて3億4千4百万円増加し、40億9千3百万円となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において当社グループの経営理念及び経営方針に重要な変更はありません。

当社グループは、将来のいかなる環境においても生き残る企業を目指して、第1四半期連結会計期間より3ヶ年の中期経営計画「Innovation & Progress for 2019」をスタートし、平成29年5月12日に公表致しました。平成32年3月期（2019年度）に営業利益率3%以上を達成することを目標として次なる将来に向けて更なる飛躍を目指します。なお、営業利益率は企業経営にとって最も重要な項目である売上高と営業利益の関係を示す経営指標であり、将来のいかなる環境においても生き残る企業となる強靱な企業体力の構築度合を判断する上で相応しいと判断しております。

中期経営計画のビジョンは次の通りです。

<ビジョン>

お客様からの厚い信頼と事業上の好立地という強みを伸ばし、希少な企業価値をさらに高める

現状に満足せずあらゆる付加価値を追い求め、将来のいかなる環境においても生き残り成長する、強靱な企業体力を構築する

国際貿易港である大阪港においてエネルギー・産業素材など基幹資材の貯蔵と中継を行う公共的使命をさらに拡大し、我が国の産業の発展に貢献する

平成32年3月期（2019年度）までの3年間は、強靱な企業体力を構築するための最初のステージとして位置づけられており、そのために高付加価値事業の実現、原価構造の改革によるコスト削減、既存機能の活性化などの事業戦略を実施いたします。

当第3四半期連結累計期間において当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題もありません。

前連結会計年度末において認識していた連結財務諸表作成における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼす事項についても変更等はありません。

なお、当社は平成29年5月22日の取締役会において、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a)当社グループの企業価値向上その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、当社が将来の更なる飛躍を目指す新たなステージへ進むために、2017年度より3ヶ年の中期経営計画「Innovation&Progress for 2019」をスタートさせております。

平成32年3月期（2019年度）までの3年間は、強靱な企業体力を構築するための最初のステージとして位置づけられており、そのために高付加価値事業の実現、原価構造の改革によるコスト削減、既存機能の活性化などの事業戦略を掲げております。

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考えており、コーポレートガバナンスの充実に努めております。当社

では、経営の効率化並びに健全性・透明性の確保の一環として、独立社外取締役（2名）及び独立社外監査役（2名）を選任し、取締役会の監督機能を高め、経営の健全性・透明性の確保に努めております。また、社外取締役及び社外監査役を構成員とする諮問委員会を設置し、諮問委員会が取締役の選任、評価及び報酬、取締役会の評価並びに剰余金の配当その他の事項について代表取締役社長から説明を受け、検討した後、代表取締役社長に対し意見又は助言を行う等、コーポレートガバナンス強化に取り組んでおります。今後もコーポレートガバナンスの実効性をより一層高める取り組みを推進してまいります。

(b)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成29年6月29日開催の第75回定時株主総会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます）を導入することを決議しております。本プランの概要は以下のとおりであります。

本プランは当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記の基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループの保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、結果として特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、または既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為をいいます。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」といいます。

「大規模買付ルール」とは、大規模買付行為に先立ち 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過し、当社取締役会の評価内容・意見を株主の皆様へ開示した後初めて、大規模買付者による大規模買付行為を開始することを認めるというものです。

大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合や、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、本プラン所定の事由により、当該大規模買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、当社取締役会は対抗措置の発動を決議します。

当社取締役会は、大規模買付対抗措置として、原則として当社株主に対する新株予約権の無償割当を決議します。また、会社法その他の法令及び当社定款上で認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置を用いることがあります。

なお、具体的な対抗措置の一つとして、当社取締役会が、株主の皆様へ新株予約権の無償割当を行う場合、当該新株予約権には、一定割合以上の保有割合となる特定株主グループに属する者による権利行使は認められない旨を定めた行使条件や、かかる特定株主グループに属する者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。なお、新株予約権の行使が認められない特定株主グループが有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは予定していません。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。また、本プラン所定の場合には株主意識確認総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認する場合があります。このような本プランの手続きの過程は適宜株主の皆様へ開示されることといたしております。

取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランにおける本プランの手続の内容ならびに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも具体的かつ明確に示されており、株主及び投資家の皆様ならびに大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

さらに、本プランは、当社株主総会において承認可決され決定されております。また、本プランは有効期間を3年としております。その有効期間の満了前においても当社取締役会または株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることとなります。

なお、当社は、定款において全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任される体制にあります。したがって、株主の皆様が望めば、取締役を交代させることにより本プランを廃止することができ、株主の皆様のご意思を反映することが可能です。

加えて、対抗措置の発動の手続としては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主意識確認総会を招集して株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断される場合には、株

主総会を招集して対抗措置の発動に関する議案を付議し、株主の皆様のご意思を確認することとしております。これらのことから、本プランは当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的としたものでもありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

(5)従業員数

当第3四半期連結累計期間において、従業員数の著しい増減はありません。

(6)生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、販売実績についての著しい変動はありません。

(7)主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動はありません。また、新たに決定した主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却又は売却の計画はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,400,000	15,400,000	東京証券取引所 (市場第二部)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式 単元株式数 1,000株
計	15,400,000	15,400,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日		15,400,000		770,000		365,161

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 384,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,966,000	14,966	
単元未満株式	普通株式 50,000		1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	15,400,000		
総株主の議決権		14,966	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が861株含まれております。

2 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成29年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
櫻島埠頭株式会社	大阪市此花区梅町 1 1 11	384,000		384,000	2.49
計		384,000		384,000	2.49

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,157,726	1,002,430
受取手形及び売掛金	412,743	498,692
有価証券	40,000	60,000
貯蔵品	21,560	27,586
その他	348,621	457,166
貸倒引当金	5,085	5,137
流動資産合計	1,975,566	2,040,738
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	987,641	966,324
その他	508,842	494,117
有形固定資産合計	1,496,484	1,460,441
無形固定資産		
のれん	3,799	2,374
その他	181,157	296,349
無形固定資産合計	184,956	298,724
投資その他の資産		
投資有価証券	1,896,489	2,189,492
その他	489,770	523,585
投資その他の資産合計	2,386,259	2,713,077
固定資産合計	4,067,700	4,472,244
資産合計	6,043,267	6,512,982
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	208,072	260,366
短期借入金	20,000	-
1年内返済予定の長期借入金	318,858	306,348
未払法人税等	6,138	10,597
賞与引当金	38,018	22,023
その他	197,366	220,473
流動負債合計	788,452	819,809
固定負債		
長期借入金	745,882	776,181
役員退職慰労引当金	77,283	61,572
環境対策引当金	58,751	54,496
退職給付に係る負債	2,672	3,645
資産除去債務	20,965	21,201
その他	600,482	682,989
固定負債合計	1,506,037	1,600,085
負債合計	2,294,490	2,419,895

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	770,000	770,000
資本剰余金	365,161	365,161
利益剰余金	1,933,266	2,033,462
自己株式	54,874	55,025
株主資本合計	3,013,552	3,113,598
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	735,224	979,489
その他の包括利益累計額合計	735,224	979,489
純資産合計	3,748,776	4,093,087
負債純資産合計	6,043,267	6,512,982

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
売上高	3,123,854	3,214,157
売上原価	2,782,936	2,831,290
売上総利益	340,918	382,866
販売費及び一般管理費	330,841	310,868
営業利益	10,076	71,997
営業外収益		
受取利息	744	541
受取配当金	44,860	47,016
その他	9,742	20,389
営業外収益合計	55,347	67,946
営業外費用		
支払利息	7,771	9,373
遊休設備費	4,715	4,726
その他	4	745
営業外費用合計	12,491	14,844
経常利益	52,932	125,099
特別利益		
保険解約返戻金	-	5,731
固定資産売却益	539	2,430
特別利益合計	539	8,162
特別損失		
固定資産除売却損	33,225	5,308
減損損失	13,975	-
特別損失合計	47,200	5,308
税金等調整前四半期純利益	6,272	127,953
法人税、住民税及び事業税	2,276	11,089
法人税等調整額	2,392	1,652
法人税等合計	116	12,741
四半期純利益	6,388	115,211
親会社株主に帰属する四半期純利益	6,388	115,211

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
四半期純利益	6,388	115,211
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	294,066	244,264
その他の包括利益合計	294,066	244,264
四半期包括利益	300,455	359,476
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	300,455	359,476

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は次の通りであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
減価償却費	182,990千円	173,102千円
のれんの償却額	1,424千円	1,424千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	15,017	1.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	15,015	1.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ばら貨物	液体貨物	物流倉庫	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,751,875	684,883	669,586	3,106,345	17,509	3,123,854		3,123,854
セグメント間の内部 売上高又は振替高								
計	1,751,875	684,883	669,586	3,106,345	17,509	3,123,854		3,123,854
セグメント利益	24,460	171,761	24,337	220,558	6,722	227,281	217,205	10,076

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電による売電事業及び保険代理店業務であります。

2 セグメント利益の調整額 217,205千円は、各報告セグメントに帰属していない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

ばら貨物セグメントにおいて、取扱数量増加に対応し敷地の有効活用を図るため、構内の一部の事務所を撤去し、その跡地を野積場として利用することとしたことから、建物の減損処理を行いました。

なお、当第3四半期連結累計期間における当該減損損失の計上額は13,975千円であります。

当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ばら貨物	液体貨物	物流倉庫	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,781,948	700,697	714,285	3,196,931	17,226	3,214,157		3,214,157
セグメント間の内部 売上高又は振替高								
計	1,781,948	700,697	714,285	3,196,931	17,226	3,214,157		3,214,157
セグメント利益	8,405	205,684	51,352	265,442	7,476	272,918	200,921	71,997

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電による売電事業であります。

2 セグメント利益の調整額 200,921千円は、各報告セグメントに帰属していない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	0円43銭	7 円67銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	6,388	115,211
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	6,388	115,211
普通株式の期中平均株式数(株)	15,017,140	15,015,355

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 2月13日

櫻島埠頭株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守 谷 義 広 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 竹 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている櫻島埠頭株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、櫻島埠頭株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。